

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第45号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略													
環境 森林 課	1～8 略						環境 森林 課	1～8 略					
	9 <u>ポリ塩化 ビフェニル 廃棄物の適 正な処理の 推進に關す る特別措置 法關係事務 法…ポリ塩 化ビフ ェニル 廃棄物 の適正 な処理 の推進 に關す る特別 措置法</u>	(1) 当該職員に、保管事業者等の事務所等の立入検査をさせ、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物等を収去させること（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等をしていることが判明した保管事業者等に係るものを除く。）。（法25条1項）		○									
略													
略													
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項								
1～8 略					1～8 略								
9 保健福祉事務所					9 保健福祉事務所								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	課長等						所長等	課長等	
略													
環境	1～8 略						環境	1～8 略					

管理 室	9	ポリ塩化 ビフェニル 廃棄物の適 正な処理の 推進に關す る特別措置 法…ポリ塩 化ビフ ェニル 廃棄物 の適正 な処理 の推進 に關す る特別 措置法	(1) 当該職員に、保管事業者等の事 務所等の立入検査をさせ、又はポリ 塩化ビフェニル廃棄物等を収去させ ること（高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物等の保管等をしていることが 判明した保管事業者等に係るものを 除く。）。（法25条1項）	○
	10～12 略			
略				

10～32 略

管理 室				
	9～11 略			
略				

10～32 略

附 則  
この規則は、平成28年10月1日から施行する。